

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務の委託 ・種畜証明書の有効期間の延長 ・保安林の指定の予定（2件） <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の変更事項届出（3件） ・大規模小売店の廃止の届出 ・土地改良区の役員の就退任（2件） ・測量の終了（4件） 	<p>所管課（室）名</p> <p>水産経営課 畜産課 林政課</p> <p>経営支援課 ” 農村整備課 建設企画課</p>
---	--

告 示

長崎県告示第320号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和5年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
福岡県福岡市中央区舞鶴2丁目4番19号
九州信用漁業協同組合連合会 代表理事理事長 来村 寛記
- 3 委託事務
沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納事務
- 4 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

長崎県告示第321号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定による令和5年度定期種畜検査において、有効期間内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定により有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第322号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
平戸市野子町字岡2145の4（次の図に示す部分に限る。）、2145の1、2145の3、2179の1、2179の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岡2145の4・2179の1・2179の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第323号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
対馬市厳原町椎根字瀬田平633から635まで、637から639まで、643
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字瀬田平638・639・643（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ諫早店

長崎県諫早市長野町1612-1 他8筆

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一
茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前) 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
(変更後) 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

(4) 変更の年月日

令和4年8月4日

2 届出年月日

令和5年4月3日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル大村店
長崎県大村市松並二丁目92番1 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び該当大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(4) 変更の年月日

平成30年6月19日

2 届出年月日

令和5年3月31日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ佐世保店
長崎県佐世保市大塔町666番10 他5筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
（変更前）株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
（変更後）株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- (4) 変更の年月日
令和4年8月4日

2 届出年月日

令和5年4月3日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の廃止の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第5項の規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ三和店
長崎県長崎市布巻町字瓜生川987番地1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
有限会社中村商事
長崎県佐世保市大塔町8番地2
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,272平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和5年4月10日

6 変更する理由

前面道路拡幅工事に伴う店舗建替により既存店舗を解体することとなったため

7 届出年月日

令和5年4月6日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、土黒土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
田 口 秀 美	雲仙市国見町土黒甲1144番1	田 口 秀 美	雲仙市国見町土黒甲1144番1
小 田 孝 明	雲仙市国見町土黒甲1151番2	小 田 孝 明	雲仙市国見町土黒甲1151番2
西 川 均	雲仙市国見町土黒己1235番	西 川 均	雲仙市国見町土黒己1235番
中 村 昭 典	雲仙市国見町土黒甲827番2	中 村 秀 徳	雲仙市国見町土黒戊199番
駒 田 澄 壽	雲仙市国見町土黒丁493番	駒 田 澄 壽	雲仙市国見町土黒丁493番
柴 田 和 昭	雲仙市国見町土黒戊339番	小 林 禎 信	雲仙市国見町土黒丙685番2
米 田 幸 春	雲仙市国見町土黒乙76番2	山 崎 錦 一	雲仙市国見町神代庚750番
小 林 禎 信	雲仙市国見町土黒丙685番2	小 田 萬 喜 雄	雲仙市国見町土黒甲924番
山 崎 錦 一	雲仙市国見町神代庚750番	太 田 潤	雲仙市国見町土黒丙581番
小 田 萬 喜 雄	雲仙市国見町土黒甲924番	小 田 貴 之	雲仙市国見町土黒甲947番
小 田 貴 之	雲仙市国見町土黒甲947番	鶴 殿 信 弘	雲仙市国見町土黒丙422番
菊 田 仁 志	雲仙市国見町土黒丙588番	畑 山 和 矢	雲仙市国見町土黒乙49番
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
中 村 秀 徳	雲仙市国見町土黒戊199番	中 村 昭 典	雲仙市国見町土黒甲827番2
鶴 殿 謙 二	雲仙市国見町土黒丙389番2	柴 田 和 昭	雲仙市国見町土黒戊339番
平 島 和 吉	雲仙市国見町土黒己322番	平 島 和 吉	雲仙市国見町土黒己322番

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南串土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
川 内 幸 徳	雲仙市南串山町乙2445番	川 内 幸 徳	雲仙市南串山町乙2445番
中 村 譲	雲仙市南串山町甲449番	中 村 譲	雲仙市南串山町甲449番
塚 田 勲	雲仙市南串山町丙8318番	塚 田 勲	雲仙市南串山町丙8318番
竹 下 秀 也	雲仙市南串山町丙9906番	竹 下 秀 也	雲仙市南串山町丙9906番
三 宅 新 和	雲仙市南串山町甲2491番	三 宅 新 和	雲仙市南串山町甲2491番
本 田 敏	雲仙市南串山町丙8553番	本 田 敏	雲仙市南串山町丙8553番
本 田 健 吾	雲仙市南串山町丙8541番	本 田 健 吾	雲仙市南串山町丙8541番
田 島 真 一	雲仙市南串山町甲1159番	田 島 真 一	雲仙市南串山町甲1159番
茂 一 広	雲仙市南串山町甲1441番	茂 一 広	雲仙市南串山町甲1441番
茂 澄 夫	雲仙市南串山町甲1036番	茂 澄 夫	雲仙市南串山町甲1036番
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
渡 部 好 武	雲仙市南串山町丙8544番	渡 部 好 武	雲仙市南串山町丙8544番
福 田 昭 雄	南島原市加津佐町乙571番	森 下 輝 昭	雲仙市南串山町甲2019番

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市の一部 （中里、上戸石町、滑石、柳谷町、川口町、尾上町、伊良林、出雲、琴海村松町、西海町、松崎町、神浦向町）	令和5年3月17日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、諫早市長から公共測量（水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日

諫早市の一部（小野・長田地区外）	令和5年3月31日
------------------	-----------

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐々町長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐々町（全域）	令和5年3月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（UAVレーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月21日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市昭和3丁目	令和5年2月28日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト